

江東区監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、令和元年度第2回定期監査の結果に対し、江東区長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和2年2月17日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	秋 田 茂 夫
同	おおやね 匠
同	福 馬 恵美子

令和元年度第2回定期監査 指摘事項措置報告書

[政策経営部情報システム課]

<p>指摘事項</p>	<p>契約書の特記条項に沿った適正な事務処理を行うべきもの</p> <p>江東区個人情報保護条例第12条には、「実施機関は、個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外の者に委託しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その委託契約において、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない」とあり、個人情報の秘密保持に関すること、再委託の禁止又は制限に関する事など9項目について必要な条件を付すべきこと（同条例施行規則第9条）が義務付けられている。</p> <p>情報システム課では、「財務会計システム保守委託」「文書管理システム改善要望作業委託」ほか各種システムの保守・改修等の業務を外部の機関に委託しているが、契約書に付した「個人情報の取扱いに関する特記条項」に定める誓約書や各種届出等が委託先から適切に徴取されていない事例が複数の契約において見受けられた。</p> <p>特に、同課に対しては、誓約書等を適正に徴取し管理すべきことを、平成28年度から30年度までの定期監査において毎年度注意してきたが、未だ改善が図られておらず、大変遺憾である。庁内各課に対して、情報セキュリティ実施手順の順守について指導すべき立場にあることを踏まえると、自らの保有する情報についても厳正に管理すべきであり、すべての委託事業の契約条項が実態に即した適切なものになっているかを含め再点検し、再発防止に努められたい。</p>
<p>措置事項</p>	<p>「個人情報の取扱いに関する特記条項」に定める誓約書や各種届出等の徴取における管理方法を見直し、チェックリストを作成し、ダブルチェックを行うことで、管理の徹底を図ることとする。</p>